

2021年は2月には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震、7月の大雨や台風により、全国各地で負傷者や住宅被害が発生しました。被災地の住民からは「避難場所の生活改善を」「住宅再建や生活・営業再建への不安」の声が上がっています。現在の災害救助法や被災者生活再建支援法では被災者に十分に公的な手当てができません。従来の枠を超えた被災者支援を直ちにおこなうべきです。

## 自然災害から住民を守るのは国と自治体の責任で

政府は自然災害への対応の基本を自助・共助としており、被災者生活再建支援法でも「…都道府県が相互扶助の観点から…」となっています。しかし、コロナ危機は生命・財産を守る第一義的な責任は国にあり、公的責任を果たすこと、そして、事が起こる前から準備していないことはいざという時、対応できないことを明らかにしました。

2020年、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」まで拡大する被災者生活再建支援法の改正がなされました。しかし、同改訂法の適用第1号となった2020年7月の豪雨被害にあった自治体では「半壊」のうち中規模半壊は約3割しか適用されず、残り7割が適用から外され「対象拡大 効果薄く」と報道されています。被災者の生活・生業を再建するにはさらなる抜本的な改正が求められています。

今、頻発する自然災害への対応で求められているのは、被災者の生活を再建するために必要な支援策の充実・拡充、防災事業の整備・拡充、国と自治体の体制強化・充実です。

### 被災者生活支援制度の概要

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額			
		基礎支援額	加給支援額		
			住宅の再建手段	支援額	
全壊	50%以上	100万円	建設・購入 200万円	200万円	改定無
			補修 100万円	100万円	
			賃貸 50万円	50万円	
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入 200万円	200万円	改定無
			補修 100万円	100万円	
			賃貸 50万円	50万円	
中規模半壊	30%台	—	建設・購入 100万円	100万円	新規
			補修 50万円	50万円	
			賃貸 25万円	25万円	
半壊	20%台	改定後も支援金支給なし			
準半壊	10%台				
一部損壊	10%未満				

※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」などの記載に反映されるもの。

経過措置 令和2年7月3日以降に発生した自然災害(令和2年7月豪雨を含む。)により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新規の規定を適用する。

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会

**全国災対連** 〒133-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館4階 全労連気付  
TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620  
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名にご協力ください



# 被災者から生活再建支援を求めめる声

# 相次ぐ自然災害に

2011年東日本大震災と2015年以降の主な被災状況

年	災害名	都府県	被災状況			
			全壊	半壊	床上浸水	一部損壊
2011年	東日本大震災	青森県	308	701		1005
		岩手県	19508	6571		19064
		宮城県	83005	155130		224202
		福島県	15435	82783	1061	141053
		茨城県	2634	24995	75	191490
		栃木県	261	2118		74053
		千葉県	801	10155	157	55080
2015年	台風18号	茨城県等	81	7090	2523	384
2016年	鳥取県中部地震	鳥取県	14	198		14215
		熊本地震	熊本県	8663	34498	
		大分県	10	222		8110
2020年	台風3号	熊本県	49	274	159	5
		台風21号	和歌山県	3	189	969
2018年	7月豪雨	岡山県	4830	3368	1540	1108
		広島県	1155	3616	3164	2152
		愛媛県	627	3117	190	190
	大阪北部地震	大阪府	9	87		24631
2019年	房総半島台風(15号)	茨城県	4	94		5740
		千葉県	426	4486	34	76319
		東京都	14	73	24	1624
		神奈川県	11	98	58	3475
		岩手県	41	793	135	859
		宮城県	327	3224	1866	2522
		福島県	1445	11956	1022	6128
		茨城県	146	1597	116	1805
		栃木県	83	5252	3	8744
		埼玉県	107	570	2092	996
		千葉県	66	2269	173	12798
2020年	7月豪雨	東京都	36	667	320	1198
		神奈川県	56	831	877	2600
		長野県	920	2515	2	3535
		山形県	1	62	150	7
		岐阜県	6	36	31	85
		福岡県	14	992	681	977
		熊本県	1490	3092	329	1940
		大分県	68	209	129	202
2021年	福島沖地震	福島県	66	636		10394
		宮城県	3	92		9337
		山形県	26	269		1124
		大雪(2月10日時点)	秋田・岩手・山形・新潟・福井県、他	17	21	5
8月大雨(9/7時点)	長野県	7	5	4	24	
	広島県	2	48	118	55	
	福岡県	3	4	569	17	
	佐賀県	1	1	1665	5	
	熊本県	1	2	4	4	

# 被災者生活再建支援制度の 抜本的拡充を求める請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

## 請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約4万人(2021年10月現在)の被災者が今なお避難生活を余儀なくされています。また、これまでの間にも広範囲で大きな被害を出した豪雨をはじめ、連続する台風、記録的な大雪の被害が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。しかし気象事業すら削られる実態があり、防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。

被災者の要望・運動によって防災・安全交付金を活用した支援金を出させる前進を作り出していますが、制度として確立していません。2020年11月に被災者生活再建支援法は、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」(損害割合が30%以上40%未満)まで拡大する改正がおこなわれました。しかし、同法の適用第1号となった2020年7月の豪雨被害では、「半壊」のうち中規模半壊は約3割しか適用されず、残り7割が適用から外されたため、「対象拡大効果薄く」と報道されています。被災者の生活支援のためには、さらに対象範囲を広げることが求められています。

金額の点では、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、増額は急務です。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める強い要求があがっています。

憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国によるさらなる支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

## 請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額を500万円に引き上げること。
- 支援金の支給について、支給対象になっていない半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所

連絡先：**全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒133-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620